

師は頗る利脚きのもので、こんな注文でもさつさきやつての
けます。時間は午前八時から午後十時までです。料金はいつ
も市の理髪所の半分位さいふ格安です。現金は取扱はず一切
賈取切符で支拂ふのですから持合せがないときでもいつでも
散髪してもらえます。

代書

諸官署に差出す届書や願書は中々面倒な手續が入りますか
も誰でも大へんおつくうになりまして一寸した届けものび
くりにしたり、半日または一日を費す願事も珍らしくありま
せんので働か人はまことに閉口しますのは皆さんが疾くに御
承知の筈。そこで會社では皆さんの便宜をはかる爲に代書係
を置きまして皆さんの届出願事に關する事の面倒を一切引受
無料ですてあけるのであります。
願書ばかりではありません手紙や、はがきの代書も他の代
書に差支ない限りしてあけます。表門のまごころに代書係が居
りますから遠慮なく申出下さい。

職工扶助規則

第一章 總則

第一條 當工場の職工業務上疾病負傷又は死亡したるときは本規則
の定むる處に依り醫藥を施し又は扶助料を支給す
但し自己の基本なる過失に原因するものは此限りに非ず

第二條 扶助料計算の基本たる賃金の算定方法は法令の定むる所に
従ふ

第三條 遺族扶助料の支給順位は法令の定むる所に依る

第四條 扶助料支給の原因を証する醫師の診断に官公立病院又は當
工場指定の診療に依るものとす

第二章 扶助

第五條 職工就労中又は「工場」周囲建設物内に於て業務上負傷し疾
病に罹り又は死亡したるときは當工場の費用を以て連帯な
く醫師の治療を受けしむ

第六條 職工負傷疾病し第一條に依り引續き醫藥を要するものに
あつては其療養に必要な費用を支給し加療せしむるものと
す

第七條 職工療養の爲め業務に服する事能はざるときは其療養中一

休日

毎日曜日大祭日は仕事は休みます

都合で休日が變更される事があります。一月には四五日位の
休日が大抵あります。

扶助法

政府は工場に働いて居る職工に工場主が無法な壓迫を加へ
即ち弱い者いじめをする様な事があつてはならぬ年の行かぬ
男工やかよわい女工が無理の仕事を長時間させられてはから
だが弱るばかりで今後日本はよい職工を得る事は出来ぬ日本
の工業は衰へるさいふ見地から職工扶助法なる規則をつくつ
て職工を保護するのであります當會社も無論この扶助法があ
りまして少しの遲滞なく運用して居ります
會社ではこの扶助法によつてさへ事を爲せばそれで責任は
ないようなものですけれども、いつも規則以上によく皆さん
を保護する考へなのであります。

扶助法

日に就き賃金の二分の一に相當する扶助料を支給す
前項の療養三箇月以上に及ぶときは三箇月以後は賃金の三
分の一を支給す

第八條 職工業務上負傷したるときは左記程度の身體障害、
存するときは左の各條に依り扶助料を支給す
一、終身自用を辨ずること能ざるもの賃金百七十日以上貳
百日以内

二、終身業務に服すること能はざるもの賃金百五十日分以
上百七十日分以内

三、從來の業務に服すること能はざる者及同康復に復する
こと能はざるもの又は女子の外観に傷痕を残したるも
の賃金百日以上百三十日分以内

四、身體を障害し復すること能はざるもの又引續き從
來の業務に服することを得るもの賃金三十日以上四十
日分以内

第九條 職工死亡したるときは遺族に賃金の百七十日分以上二百
日分以内の扶助料を支給す

前項の場合に於て葬祭を行ふ遺族に對し別に金十圓以上

一三